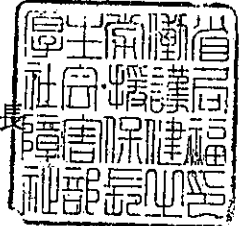


障発0330第16号
平成24年3月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図りたい。

なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

記

第一 届出手続の運用

1. 届出の受理

(1) 届出書類の受取り

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設又は基準該当通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）側から統一的な届出

様式及び添付書類によりサービス種類ごとの一件書類の提出を受けること。ただし、同一の敷地内において複数種類の障害児通所支援事業を行う場合及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第80条に規定する多機能型事業所（以下「多機能型事業所」という。）として複数種類の障害児通所支援事業を一体的に行う場合は、一括提出も可とする。

② 要件審査

届出書類を基に、要件の審査を行い、補正が必要な場合は適宜補正を求めること。この要件審査に要する期間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね1月以内とすること（相手方の補正に要する時間は除く）。

③ 届出の受理

要件を満たしている場合は受理し、要件を充足せず補正にも応じない場合は、不受理として一件書類を返戻すること。

④ 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定障害児相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合に翌々月から、算定を開始するものとする。

2. 届出事項の公開

届出事項については、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を含む。以下同じ。）において閲覧に供するほか、指定障害児通所支援事業者等においても利用料に係る情報として指定障害児通所支援事業所、指定障害児入所施設等又は基準該当通所支援事業所（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）で掲示すること。

3. 届出事項に係る事後調査の実施

届出事項については、その内容が適正であるかどうか、適宜事後的な調査を行うこと。

4. 事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の届出の取扱い

① 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善がみられない場合は、当該届出の受理の取消しを行うこと。この場合、取消しによって当該届出はなかったことになるため、

加算等については、当該加算等全体が無効となるものであること。当該届出に関してそれまで受領していた障害児通所給付費又は障害児入所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害児通所支援事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処すること。

㉒ また、改善がみられた場合においても、要件に合致するに至るまでは当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずること。

5. 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

6. 通所給付決定保護者等に対する利用料の過払い分の返還

4又は5により不当利得分を市町村又は都道府県へ返還することとなった指定障害児通所支援事業所等においては、市町村又は都道府県への返還と同時に、返還の対象となった障害児通所給付費等に係る通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の13又は同法第24条の24の規定により障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなす。以下「通所給付決定保護者等」という。）が支払った利用料の過払い分を、それぞれの通所給付決定保護者等に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては通所給付決定保護者等から受領書を受け取り、当該指定障害児通所支援事業所等において保存しておくこと。

第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項

1. 通則

㉒ 算定上の端数処理等について

① 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

(例) 指定児童発達支援事業所(利用定員が41人以上50人以下で526単位)

- ・ 地方公共団体の設置する施設の場合 所定単位数の965/1000
 $526\text{単位} \times 965/1000 = 507.59 \rightarrow 508\text{単位}$
- ・ 定員超過利用による減算がかかる場合 所定単位数70/100
 $508\text{単位} \times 0.70 = 355.6 \rightarrow 356\text{単位}$

※ $526 \times 965/1000 \times 0.70 = 355.313$ として四捨五入するのではない。

なお、サービスコードについては、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

② 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる一元未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

(例) 上記①の事例で、このサービスを月に22回提供した場合（定員を常に超過している場合、地域区分は1級地）

- ・ $356\text{単位} \times 22\text{回} = 7,832\text{単位}$
- ・ $7,832\text{単位} \times 10.81\text{円/単位} = 84,663.92\text{円} \rightarrow 84,663\text{円}$

(2) 障害児通所支援、指定入所支援、障害福祉サービスとの算定関係について

障害児通所給付費等については、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定できないものであること。また、同様に、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援又は指定入所支援と、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに係る報酬を算定することはできない。

例えば、指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。

また、障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能であるが、同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。

(3) 障害児通所支援のサービス提供時間について

障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害通所支援に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービス

を提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。

なお、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前に十分説明を行う必要があること。

(4) 定員規模別単価の取扱いについて

- ① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所において行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、医療型児童発達支援（指定医療機関を除く。）、放課後等デイサービス、基準該当通所支援、障害児入所支援（指定医療機関を除く。）

② 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

- ③ 指定障害児通所支援事業所等の利用定員を上回る障害児を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成24年厚生労働省告示第271号。以下「第271号告示」という。）の規定に基づき、障害児通所給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

④ 障害児通所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

ハ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50人以下の場合

1日の障害児の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの障害児の数。以下この日から日までに同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。以下この日から日までに同じ。）に100分の150を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

ロ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。

（例） 利用定員30人、1月の開所日数が22日の場合

- ・ $30人 \times 22日 \times 3月 = 1,980人$
- ・ $1,980人 \times 1.25 = 2,475人$ （受入可能延べ障害児数）

※ 3月間の総延べ障害児数が1,980人を超える場合に減算となる。

ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。

リ 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

多機能型事業所における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、ロ及びリと同様とする。

ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

（例1） 利用定員30人の多機能型事業所（児童発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- ・ 児童発達支援
→ $10人 \times 150\% = 15人$ （利用定員を超える受入可能人数5人）
 - ・ 生活介護
→ $20人 \times 150\% = 30人$ （利用定員を超える受入可能人数10人）
- サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。
- ・ 児童発達支援 → 15人
 - ・ 生活介護 → 30人

（例2） 利用定員30人、1月の開所日数が22日の多機能型事業所（児童

発達支援の利用定員10人、生活介護の利用定員20人) の場合の過去3月間の利用実績による定員超過利用減算

・ 児童発達支援

→ $10人 \times 22日 \times 3月 = 660人$

$660人 \times 125\% = 825人$ (利用定員を超える受入可能人数→825人
-660人=165人)

・ 生活介護

→ $20人 \times 22日 \times 3月 = 1,320人$

$1,320人 \times 125\% = 1,650人$ (利用定員を超える受入可能人数→1,650人-1,320人=330人)

サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。

・ 児童発達支援 → 825人

・ 生活介護 → 1,650人

⑤ 障害児入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

㌠ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 入所定員50人以下の場合

1日の障害児の数が、入所定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

イ 入所定員51人以上の場合

1日の障害児の数が、入所定員から当該入所定員から50を差し引いた数に100分の5を乗じて得た数に、5を加えた数を加えて得た数を超える場合に、当該1日について障害児全員につき減算を行うものとする。

㌡ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の障害児の延べ数が、入所定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について障害児全員につき減算を行うものとする。

(例) 入所定員50人の施設の場合

$(50人 \times 31日) + (50人 \times 30日) + (50人 \times 31日) = 4,600人$

$4,600人 \times 105\% = 4,830人$ (受入可能延べ障害児数)

※ 3月間の総延べ障害児数が4,830人を超える場合に減算となる。

⑥ 障害児の数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における障害児の数の算定に当たっては、次の㌠又は㌡に該当する障害児を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

㌠ 災害等やむを得ない事由により受け入れる場合

㌡ 就労等により、指定福祉型障害児入所施設を退所した後、離職等やむを得ない事由により再度障害児入所支援の利用を希望する障害児を緊急避難的に受け入れた場合

- ⑦ 都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害児通所支援事業所等に対しては、その解消を行うよう指導すること。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

なお、指定障害児通所支援事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用の場合であっても、処遇等について十分配慮すること。

(6) 人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援(児童発達支援センターで行う場合を除く。)放課後等デイサービス、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

- ③ 指定障害児通所支援事業所における従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については、通所報酬告示及び第271号告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減額することとしているところであるが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害児通所支援事業所等は、人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。

④ 人員欠如減算の具体的取扱い

ハ 指定通所基準の規定により配置すべき看護師、(児童)指導員、保育士及び機能訓練担当職員については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の障害児全員。ロ、日及び働において同じ。)について減算される。

また、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

ロ ハ以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

日 常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

- ㉑ 多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき（児童）指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の障害児全員について減算される。
- ⑤ 人員基準については、指定通所基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定通所基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。
- ⑥ 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。
- (ii) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について
- ① 対象となる支援
児童発達支援、医療型児童発達支援（指定医療機関において行う場合を除く。）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定医療機関において行う場合を除く。）、基準該当通所支援
- ② 算定される単位数
所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。
- ③ 通所支援計画又は入所支援計画（以下「通所支援計画等」という。）未作成減算については、指定通所基準等の規定に基づき、通所支援計画等の作成が適切に行われていない場合に、通所報酬告示等の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは通所支援計画等に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害児通所支援事業所等は、指定通所基準等の通所支援計画等に係る規定を遵守しなければならないものとする。
- ④ 通所支援計画等未作成減算の具体的取扱い
具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する障害児につき減算するものであること。
- ハ 児童発達支援管理責任者による指揮の下、通所支援計画等が作成されていないこと。
- ロ 指定通所基準又は指定入所支援基準に規定する通所支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。
- ⑤ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

⑧ 複数の減算事由に該当する場合の取扱い

複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、それぞれの減算割合を乗ずることとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。（所定単位数の100分の70×100分の70＝所定単位数の100分の49の報酬を算定するものではないこと。）

なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならないものとする。

2. 障害児通所給付費等

① 児童発達支援給付費

① 児童発達支援給付費の区分について

児童発達支援給付費の区分については、厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号。以下「第269号告示」という。）に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

① 通所報酬告示第1の1のイを算定する場合

ア ①又は②に該当しない障害児であること。

イ 児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。

② 通所報酬告示第1の1のロを算定する場合

ア 障害児が難聴児であること。

イ 児童指導員及び保育士、言語聴覚士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、言語聴覚士は4人以上であること。

③ 通所報酬告示第1の1のハを算定する場合

ア 障害児が重症心身障害児であること。

イ 看護師、児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること。ただし、看護師、機能訓練担当職員はそれぞれ1人以上であること。

④ 通所報酬告示第1の1のニを算定する場合

ア ④に該当しない障害児について算定すること。

イ 指定児童発達支援の単位であって、指導員又は保育士若しくは機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(i)又は(ii)のいずれかに該当すること。

(i) 障害児の数が10人以下の指定児童発達支援の単位にあつては、2人以上

(ii) 障害児の数が11人以上の指定児童発達支援の単位にあつては、2

人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること

ウ 次の(i)から(iii)のいずれかの要件を満たす基準該当児童発達支援事業所であること。

(i) 指定通所基準第5条第1項第1号の基準を満たし、児童発達支援管理責任者を配置し、個別支援計画を作成していること

(ii) 指定生活介護事業所が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して基準該当児童発達支援を提供する場合であって、指定生活介護事業所の従業員の員数が、基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

また、障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(iii) 介護保険法による指定通所介護事業所が(ii)と同様の理由により、障害児に対して指定通所介護を提供する場合であって、指定通所介護事業所の従業員の員数が、基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

また、障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(四) 通所報酬告示第1の1のホを算定する場合

ア 障害児が重症心身障害児であること。

イ 看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員をそれぞれ1人以上配置していること。

(五) 営業時間が4時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について

運営規程等に定める営業時間が4時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア ここでいう「営業時間」には、送迎に要する時間を含めないものであること。

イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、開所しているが、障害児の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。

ウ 算定される単位数は所定単位数の100分の80とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の80となるものではないことに留意すること。

② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注6の児童発達支援管理責任者専任加算については、児童発達支援管理責任者を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当

児童発達支援事業所について加算することとしているが、管理者を兼務している者についても算定できるものとする。ただし、児童発達支援センターにおいて、管理者と兼務している者については加算の算定要件は満たさないことに留意すること。

③ 人工内耳装用児支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注7の人工内耳装用児支援加算については、指児童発達支援事業所（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に加算するものであること。

④ 指導員加配加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注8の指導員加配加算は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、指導員又は保育士を1名以上配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。

⑤ 家庭連携加算の取扱い

通所報酬告示第1の2の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。

なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）の当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合には、この加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。

⑥ 訪問支援特別加算の取扱い

通所報酬告示第1の3の訪問支援特別加算については、指定障害児通所支援事業者等の利用により、障害児の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね3ヶ月以上継続的に当該指定障害児通所支援事業所等を利用していた障害児が、最後に当該指定障害児通所支援事業所等を利用した日から中5日間以上連続して当該指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合、障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定障害児通所支援事業所等を利用するための働きかけ、当該障害児に係る通所支援計画の見直し等の支援を行った場合に加算するものであること。なお、この場合の「5日間」とは、当該障害児に係る通所予定日にかかわらず、開所日で5日間をいうものであることに留意すること。

なお、所要時間については、実際に要した時間に要した時間により算定されるのではなく、通所支援計画に基づいて行われるべき指定児童発達支援等に要する時間に基づき算定されるものであること。

また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定障害児通所支援事業所等の利用後、再度5日間以上連続して指定障害児通所支援事業所等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。

⑦ 食事提供加算の取扱い

通所報酬告示第1の4の食事提供加算については、児童発達支援センター内の調理室を使用して原則として当該施設が自ら調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。

なお、1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。

⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示第1の5の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額のみでは負担上限月額には満たないが、他の一又は複数の指定通所支援の利用に係る通所利用者負担額を合計した結果、負担上限月額を超える場合に生ずる事務を行った場合をいうものであるので、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当する場合には、この加算は算定しない。

- (イ) 1月の通所利用者負担額の合計が負担上限月額を超過していない場合
- (ロ) 通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等の利用に係る通所利用者負担額が負担上限月額に到達している場合

⑨ 福祉専門職員配置加算の取扱い

通所報酬告示第1の6の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(イ) 福祉専門職員配置等加算(1)

指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(ロにおいて同じ。)

⑧ 福祉専門職員配置等加算Ⅱ

次のいずれかに該当する場合であること。

ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

⑨ 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて

多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。

⑩ 栄養士配置加算の取扱い

通所報酬告示第1の7の栄養士配置加算のうち、栄養士配置加算Ⅱの算定に当たっては、常勤の管理栄養士又は栄養士を、栄養士配置加算Ⅲの算定に当たっては、非常勤の管理栄養士又は栄養士が、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）に配置されていること（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。

なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できないこと。

⑪ 欠席時対応加算の取扱い

通所報酬告示第1の8の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

（） 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。

（） 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容

を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

⑫ 特別支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の9の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った機能訓練又は心理指導（以下「特別支援」という。）について算定すること。
- ロ 特別支援を行うに当たっては、児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。
- リ 次に該当する場合には、当該加算は算定できないものであること。
 - ア ①のハを算定している難聴児に対し、言語聴覚士による訓練を行う場合。
 - イ ①のロ又はリを算定している重症心身障害児に対し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訓練を行う場合。

⑬ 医療連携体制加算の取扱い

報酬告示第1の10の医療連携体制加算については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ当該看護職員が障害児に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。

- ハ 指定児童発達支援事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は指定児童発達支援事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。
- ロ 指定児童発達支援事業所等は、当該障害児に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。
- リ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。
- ル 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号）を参照のこと。）

⑭ 送迎加算の取扱い

通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき54単位を算定する。

ただし、①のHから日まで又は④を算定している場合は、算定できないものであること。

また、送迎については、指定児童発達支援事業所と居宅までの送迎を原則とするが、道路が狭隘で居宅まで送迎できない場合等のやむを得ない場合においては、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で行ったものについて、この加算を算定して差し支えないものであること。

⑮ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。

ア ここていう「営業時間」には、送迎に要する時間を含まれないものであること。

イ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。

ウ 延長時間帯に、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）が1名以上配置していること。

⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害児通所支援報酬に移行することを目的とし創設したものである。

また、福祉・介護職員処遇改善特別加算については、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、基金事業において、助成金を受給することが困難であった事業所においても一定の処遇改善が図られるよう創設したものである。

このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知を参照すること。

② 医療型児童発達支援給付費

① 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い

通所報酬告示第2の1の注4の児童発達支援管理責任者専任加算については、2のⅡの②を準用する。

② 家庭連携加算の取扱い

通所報酬告示第2の2の家庭連携加算については、2のⅡの⑤を準用する。

③ 訪問支援特別加算の取扱い

通所報酬告示第2の3の訪問支援特別加算については、2のⅡの⑥を準用する。

④ 食事提供加算の取扱い

通所報酬告示第2の4の食事提供加算については、2のⅡの⑦を準用する。

⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示第2の5の利用者負担上限額管理加算については、2のⅡの⑧を準用する。

⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示第2の6の福祉専門職員配置等加算については、2のⅡの⑨を準用する。

⑦ 欠席時対応加算の取扱い

通所報酬告示第2の7の欠席時対応加算については、2のⅡの⑩を準用する。

⑧ 特別支援加算の取扱い

通所報酬告示第2の8の特別支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

ハ 言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、計画的に行った訓練又は心理指導（以下「特別支援」という。）について算定すること。

ロ 特別支援を行うに当たっては、医療型児童発達支援計画を踏まえ、障害児ごとに自立生活に必要な日常生活動作等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。

⑨ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第2の9の延長支援加算については、2のⅡの⑬を準用する。

⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

通所報酬告示第2の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2のⅡの⑭を準用する。

(9) 放課後等デイサービス給付費

① 放課後等デイサービス給付費の区分

放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。

ハ 通所報酬告示第3の1のイを算定する場合

ア 口に該当しない障害児について算定すること。

イ 指定放課後等デイサービスの単位であって、指導員又は保育士若しくは機能訓練担当職員の員数の総数が、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。

(イ) 障害児の数が10人以下の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人以上。

(ロ) 障害児の数が11人以上の指定放課後等デイサービスの単位にあつては、2人に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること。

ウ 次の(イ)から(ロ)のいずれかの要件を満たす基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

(イ) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たし、児童発達支援管理責任者を配置し、個別支援計画を作成していること

(ロ) 指定生活介護事業所が地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して基準該当放課後等デイサービスを提供する場合であつて、指定生活介護事業所の従業員の員数が、基準該当放課後等デイサービスを受ける障害児の数を含めて当該指定生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

また、障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(イ) 介護保険法による指定通所介護事業所が(イ)と同様の理由により、障害児に対して指定通所介護を提供する場合であつて、指定通所介護事業所の従業員の員数が、基準該当放課後等デイサービスを受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

また、障害児入所施設その他関係施設から、指定通所介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

ロ 通所報酬告示第3の1のロを算定する場合

ア 障害児が重症心身障害児であること。

イ 看護師、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員をそれぞれ1名以上配置していること。

- ② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い
通所報酬告示第3の1の注7の児童発達支援管理責任者専任加算については、2の(Ⅱ)の②を準用する。
- ③ 指導員加配加算の取扱い
通所報酬告示第3の1の注8の指導員加配加算については、2の(Ⅱ)の④を準用する。
- ④ 家庭連携加算の取扱い
通所報酬告示第3の2の家庭連携加算については、2の(Ⅱ)の⑤を準用する。
- ⑤ 訪問支援特別加算の取扱い
通所報酬告示第3の3の訪問支援特別加算については、2の(Ⅱ)の⑥を準用する。
- ⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い
通所報酬告示第3の4の利用者負担上限額管理加算については、2の(Ⅱ)の⑧を準用する。
- ⑦ 福祉専門職員配置等加算の取扱い
通所報酬告示第3の5の福祉専門職員配置加算については、2の(Ⅱ)の⑨を準用する。
- ⑧ 欠席時対応加算の取扱い
通所報酬告示第3の6の欠席時対応加算については、2の(Ⅱ)の⑪を準用する。
- ⑨ 特別支援加算の取扱い
通所報酬告示第3の7の特別支援加算については、2の(Ⅱ)の⑫を準用する。
- ⑩ 医療連携体制加算の取扱い
通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(Ⅱ)のを⑬準用する。
- ⑪ 送迎加算の取扱い
通所報酬告示第3の9の送迎加算については、障害児に対して、その居宅又は学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき54単位を算定する。
ただし、①の(Ⅱ)を算定している場合は、算定できないものであること。
また、送迎については、指定放課後等デイサービス事業所と居宅又は学校までの送迎を原則とするが、道路が狭隘で居宅又は学校まで送迎できない場合等のやむを得ない場合においては、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で行ったものについて、この加算を算定して差し支えないものであること。
- ⑫ 延長支援加算の取扱い
通所報酬告示第3の10の延長支援加算については、2の(Ⅱ)の⑮を準用する。

⑬ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

通所報酬告示第3の11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(イ)の⑬を準用する。

(4) 保育所等訪問支援給付費

① 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い

通所報酬告示第4の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算については、2の(イ)の②を準用する。

② 利用者負担上限額管理加算の取扱い

通所報酬告示第4の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(イ)の⑧を準用する。

③ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

通所報酬告示第4の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(イ)の⑬を準用する。

第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。)に関する事項

(1) 福祉型障害児入所施設給付費

① 福祉型障害児入所施設給付費の区分について

福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。

② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算は、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所基準に定める児童発達支援管理責任者を、管理者との兼務ではなく専ら当該職務に従事する児童発達支援管理責任者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。

③ 職業指導員加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注4の職業指導員加算は、職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算することとしているが、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象障害児数が極端に少ないもの(児童指導員又は保育士の1人当たりの受持数に満たない場合)は加算できないものであること。

④ 重度障害児支援加算等の取扱い

入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算については、重度

障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

⑤ 重度重複障害児加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注6の重度重複障害児加算については、加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴くこととされたい。また、重度重複障害児加算は、重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。

また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。

なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。

同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。

⑦ 心理担当職員配置加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注9の心理担当職員配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。

⑧ 看護師配置加算の取扱い

入所報酬告示第1の1の注10の看護師配置加算は、指定福祉型障害児入所施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する看護師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。

⑨ 入院・外泊時加算の取扱い

ハ 入所報酬告示第1の2の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。

ロ 入院にあっては指定福祉型障害児入所施設の従業者が、特段の事情

(障害児の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。)の無い限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間(入院又は外泊の初日及び最終日を除く。)について、1日につき所定単位数を算定するものであること。

日 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(ロ)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。

四 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあっては、当該障害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、入所給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。

ただし、この場合に、入院・外泊時加算は算定できないこと。

⑩ 自活訓練加算の取扱い

入所報酬告示第1の3の自活訓練加算については、障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(イ)個人生活指導、(ロ)社会生活指導、(ハ)職場生活指導、(ニ)余暇の利用指導について180日間の居宅生活移行計画を作成し、自活訓練に当たること。

また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、あらかじめ6ヶ月程度の個別訓練を行うことによって地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。

自活訓練の実施時期については、特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定するなどの配慮を行うこと。なお、自活訓練支援を開始後3年目以降(措置費における知的障害児自活訓練事業を実施していた期間を含む)について、過去2年間の訓練終了者のうち1人以上が退所していない場合は、その翌年度及び翌々年度は算定できない。

この事業の実施にあたっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。

また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるように配慮したものであり、その様な場合に

は、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。

なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。

⑪ 入院時特別支援加算の取扱い

入所報酬告示第1の4の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。

また、イが算定される場合にあっては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。

⑫ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

入所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、第2の2のⅡの⑨を準用する。

⑬ 地域移行加算の取扱い

(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回に限り加算を算定するものである。

また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。

(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。

(三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。

ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合

イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合

ウ 死亡退所の場合

(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。

- (四) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。
- ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助
 - イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助
 - ウ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助
 - エ 住宅改修に関する相談援助
 - オ 退所する障害児の介護等に関する相談援助
- (五) 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。
- ⑭ 栄養士配置加算の取扱い
入所報酬告示第1の7の栄養士配置加算については、第2の2の(II)の⑩を準用する。
- ⑮ 栄養マネジメント加算の取扱い
- (一) 栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害児の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。
 - (二) 栄養ケア・マネジメントとは、障害児ごとに行われる入所支援計画の一環として行われることに留意すること。
また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として障害児全員に対して実施すべきものであること。
 - (三) 施設に常勤の管理栄養士（平成27年3月31日までの間に限り、栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士を含む。）を1名以上配置して行うものであること。
なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。
- (四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。
- (五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。
- ア 障害児ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。
 - イ 栄養スクリーニングを踏まえ、障害児ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。
 - ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、児童発達支援管理責任者その他の職種の者が共同して、障害児ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、

解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる障害児の家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定福祉型障害児入所施設においては、栄養ケア計画に相当する内容を入所支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。

エ 栄養ケア計画に基づき、障害児ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。

オ 障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。

カ 障害児ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。

キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第15条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。

(六) 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。

⑩ 小規模グループケア加算の取扱い

入所報酬告示第1の9の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うものである。

なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであ

ることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

入所報酬告示第1の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、第2の2のⅡの⑯を準用する。

(2) 医療型障害児入所施設給付費

① 医療型障害児入所施設給付費の区分について

医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別に応じ、算定する。

② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い

入所報酬告示第2の1の注3の児童発達支援管理責任者専任加算は、Ⅱの②を準用する。ただし、指定医療機関については、算定しないこと。

③ 重度障害児支援加算等の取扱い

入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

④ 重度重複障害児加算の取扱い

入所報酬告示第2の1の注5の重度重複障害児加算については、Ⅱの⑤を準用する。ただし、重症心身障害児については、算定しないこと。

⑤ 自活訓練加算の取扱い

入所報酬告示第2の2の自活訓練加算については、Ⅱの⑩を準用する。ただし、自閉症児に算定できるものであること。

⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算については、第2の2のⅡの⑨を準用する。

⑦ 地域移行加算の取扱い

入所報酬告示第2の4の地域移行加算については、Ⅱの⑬を準用する。

⑧ 小規模グループケア加算の取扱い

入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、2のⅡの⑯について準用する。

⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い

入所報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2のⅡの⑰について準用する。

第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表(平成24年厚生労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。)に関する事項

1. 障害児相談支援費の算定について

(1) 基本的な取扱い

指定障害児相談支援の提供に当たっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号。以下「障害児相談支援基準」という。)に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

① 指定障害児支援利用援助

(一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等(第15条第2項第6号)

(二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の文書による同意(同項第8号及び第11号)

(三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付(同項第9号及び第12号)

(四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取(同項第10号)

② 指定継続障害児支援利用援助

(一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等(同条第3項第2号)

(二) 障害児支援利用計画の変更についての①の(一)～(四)に準じた手続の実施(同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで)

(2) 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱い

継続障害児支援利用援助費については、法第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。

(3) 同一の月に指定継続障害児支援利用援助と指定障害児支援利用援助を行う場合

障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、指定継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定障害児支援利用援助を行

った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとする。

なお、通所給付決定に当たって指定障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものであること。

2. 特別地域加算の取扱い

障害児相談支援報酬告示1の注5の特別地域加算を算定する障害児に対して、障害児相談支援基準第19条第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、障害児相談支援基準第12条第2項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。

3. 利用者負担上限額管理加算の取扱い

障害児相談支援報酬告示2の利用者負担上限額管理加算については、第2の2の(1)の⑧を準用する。